

価格転嫁の状況

- 1 化石燃料の輸入価格の影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1-1 ガソリンの段階別価格推移
 - 1-2 軽油の段階別価格推移
 - 1-3 灯油の段階別価格推移
 - 1-4 C重油の段階別価格推移
 - 1-5 化石燃料の価格決定方法

- 2 消費税導入時・引き上げ時の値動・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 2-1 消費税導入時
 - 2-2 消費税引き上げ時
 - 2-3 軽油引取税引き上げ時

- 3 アンケートによる特約店・消費税転嫁意識調査・・・・・・・・ 13

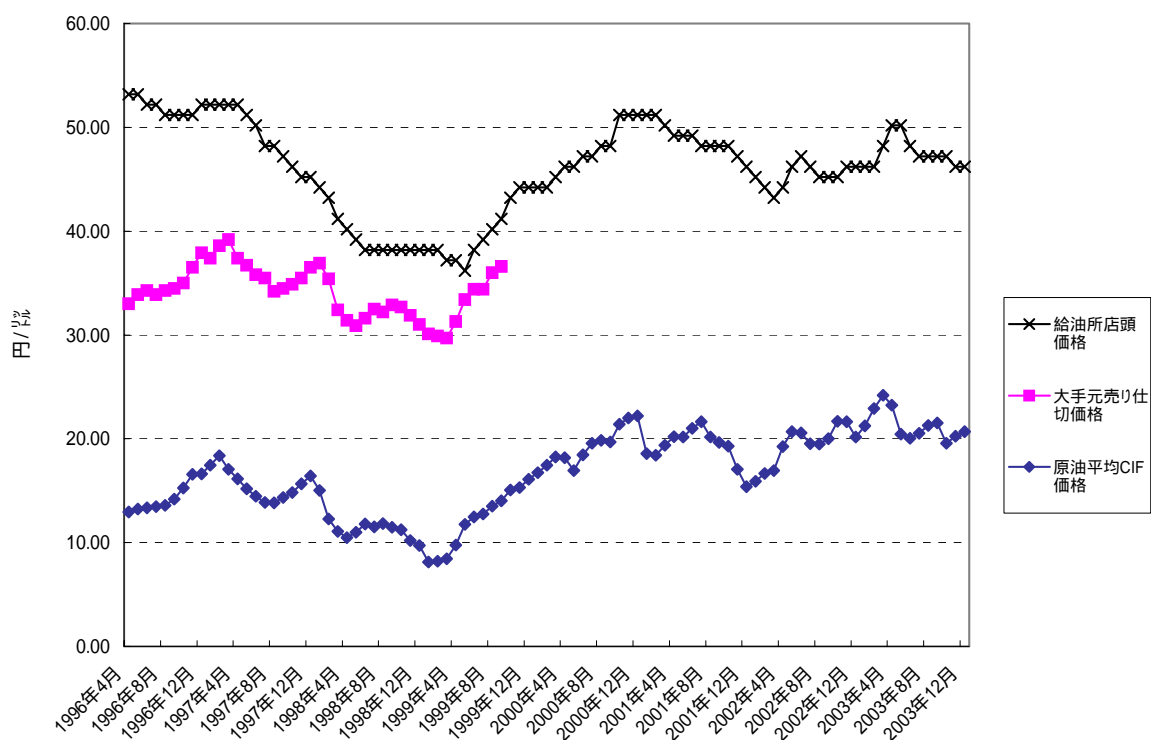
- 4 税の転嫁を制度上担保する仕組みについて・・・・・・・・・・ 14

1 化石燃料の輸入価格の影響

ガソリン、軽油、灯油、C重油とも程度の差やタイムラグなどの違いはあるが、輸入価格の変動は卸売価格、小売価格に概ね反映されていると言える。特に卸売価格は、より正確にかつ敏感に価格転嫁が行われている。

1-1 ガソリンの段階別価格推移

図1 ガソリンの段階別価格の推移



出所) 原油平均 CIF 価格:財務省「貿易統計」

大手元売り仕切価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 1999 年版」

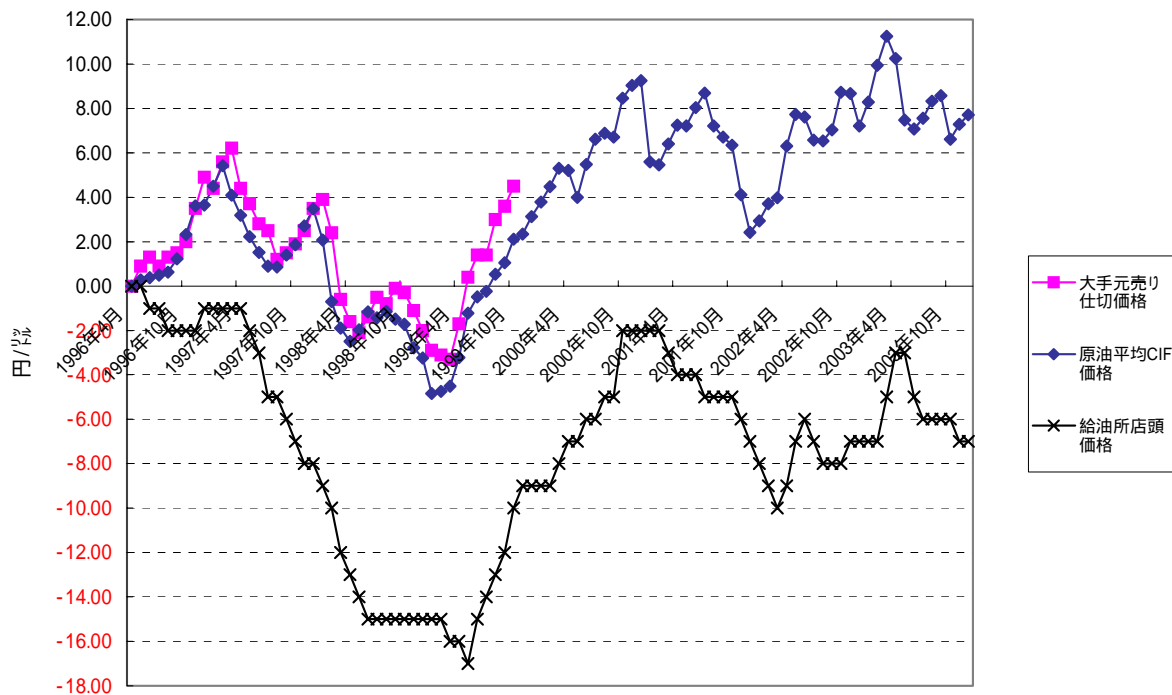
給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注)

- ・ CIF価格とは、輸入価格として通常使われるもので、運賃保険料込みの価格(Cost Insurance and Freight)のことである。Cost(本船積み込み渡し価格)、Insurance(航海中の危険に対する貨物の保険料)、Freight(積み地から揚げ地までの輸送運賃)の3つから構成される。
- ・ 給油所店頭価格、大手元売り仕切価格からはガソリン税分(53.8 円/リットル)を除いている。
- ・ 価格は消費税抜きの価格
- ・ ガソリンはレギュラーガソリンの全国平均価格

参考) 温暖化対策税の税率を 3400 円/t-C とした場合は、ガソリンの課税額は 2.14 円/リットルになる。

図2 ガソリンの段階別価格差の推移（1996年4月を基準）



出所) 前図と同様

注) 前図と同様

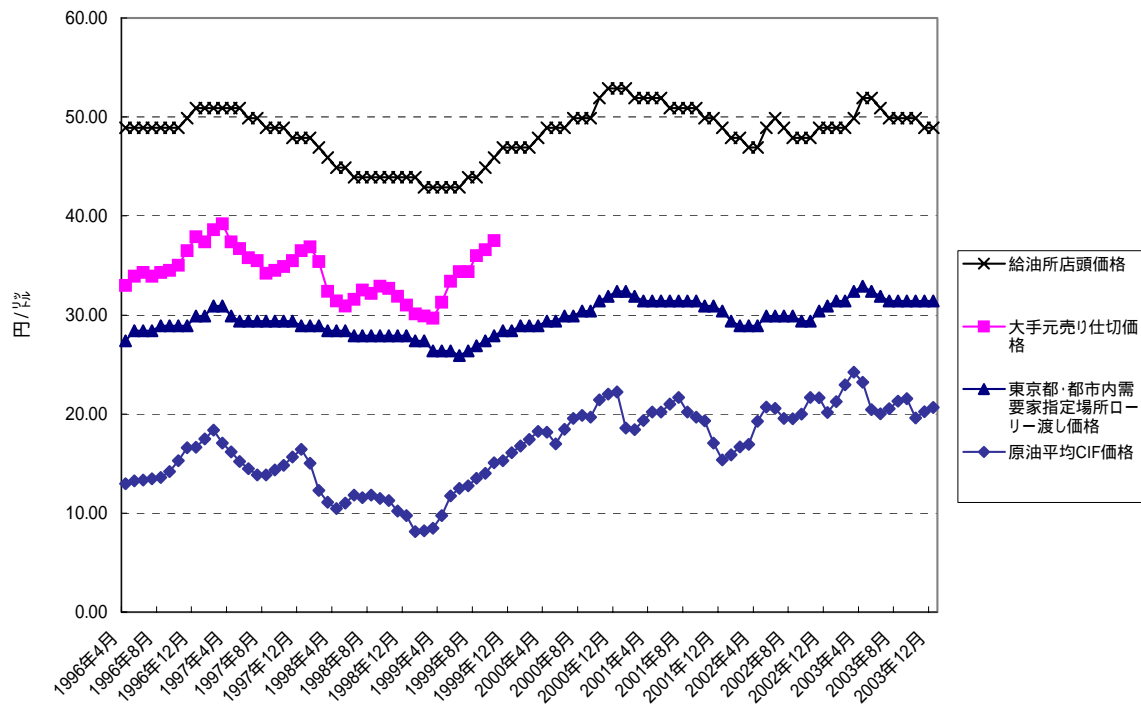
表1 ガソリンの段階別価格間の相関係数

	対: 当月の大手元売り仕切価格	対: 当月の給油所店頭価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.939	0.585
当月の大手元売り仕切価格	-	0.655
前月の原油平均 CIF 価格	0.933	0.633
前月の大手元売り仕切価格	-	0.688
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.803	0.657
2ヶ月前の大手元売り仕切価格	-	0.691

注) 大手元売り仕切価格との相関は、1996年4月～1999年10月の価格を用いて算出
 それ以外は、1996年4月～2003年12月の価格を用いて算出(イタリック文字)

1 - 2 軽油の段階別価格推移

図3 軽油の段階別価格の推移



出所)

原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」

大手元売り仕切価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 1999 年版」

東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格: 経済調査会「物価版」

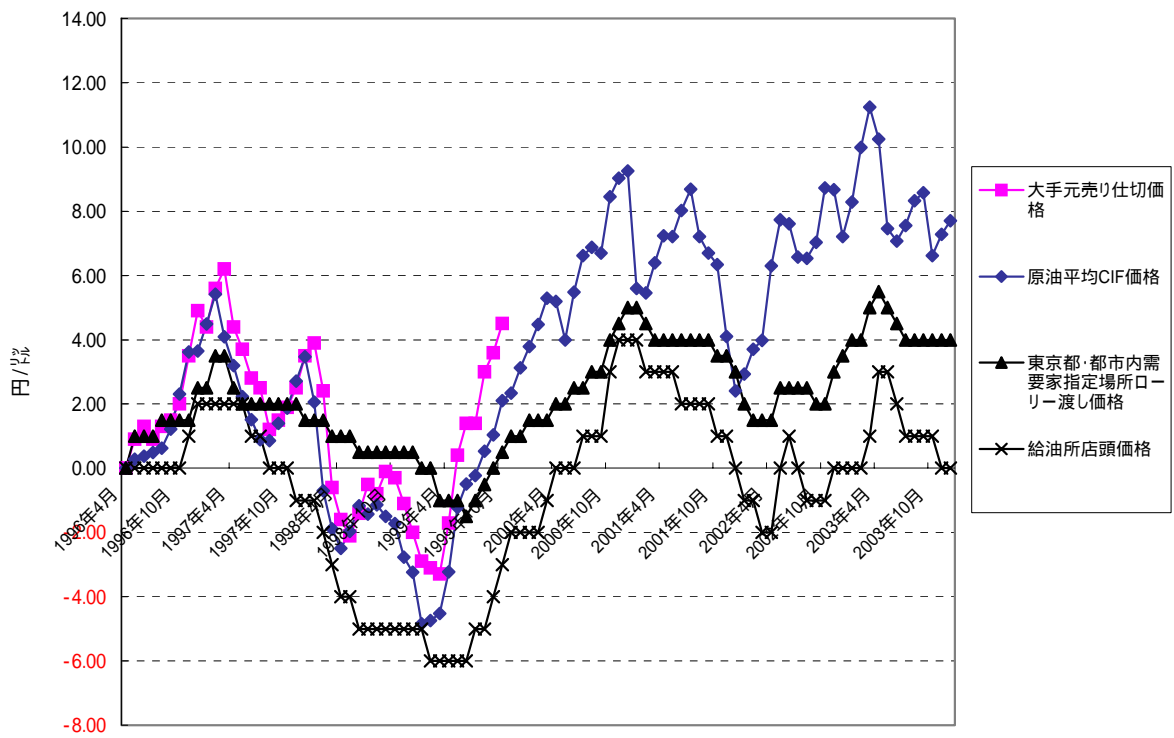
給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注)

- ・ 給油所店頭価格、東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格からは軽油引取税分を除いている。
 (「ローリー渡し価格」とは、トラック事業者やバス事業者等の大口需要家の指定する場所(油槽所)まで、供給者側がタンクローリーによって陸上輸送して持ち届ける場合の価格のこと)
- ・ 価格は消費税抜きの価格

参考) 温暖化対策税の税率を 3400 円 / t-C とした場合は、軽油の課税額は 2.45 円 / リットルになる。

図4 軽油の段階別価格差の推移（1996年4月を基準）



出所) 前図と同様

注) 前図と同様

表2 軽油の段階別価格間の相関係数

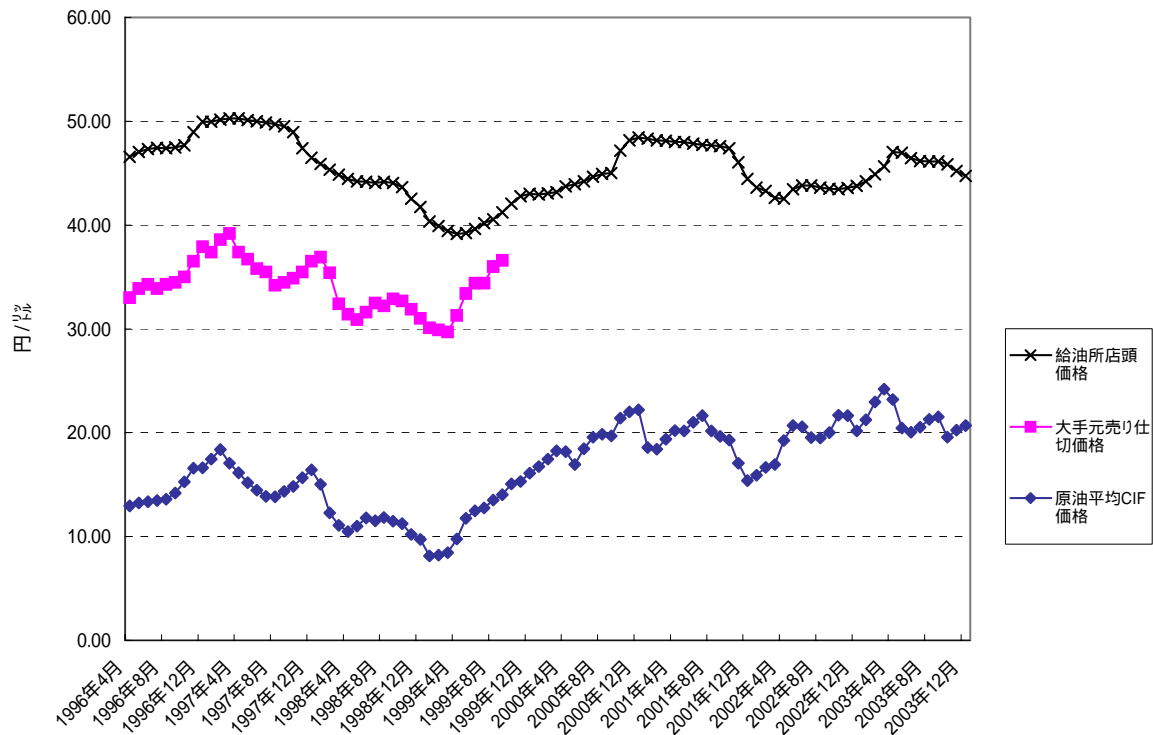
	対: 当月の大手元 売り仕切価格	対: 当月の東京都・ 都市内需要家指定場 所ローリー渡し価格	対: 当月の給油所 店頭価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.939	<i>0.851</i>	<i>0.766</i>
当月の大手元売り仕切価格	-	0.633	0.728
前月の原油平均 CIF 価格	0.933	<i>0.903</i>	<i>0.815</i>
前月の大手元売り仕切価格	-	0.706	0.772
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.803	<i>0.923</i>	<i>0.819</i>
2ヶ月前の大手元売り仕切価格	-	0.755	0.776

注) 大手元売り仕切価格との相関は、1996年4月～1999年10月の価格を用いて算出

それ以外は、1996年4月～2003年12月の価格を用いて算出(イタリック文字)

1 - 3 灯油の段階別価格推移

図5 灯油の段階別価格の推移



出所)

原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」

大手元売り仕切価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 1999 年版」

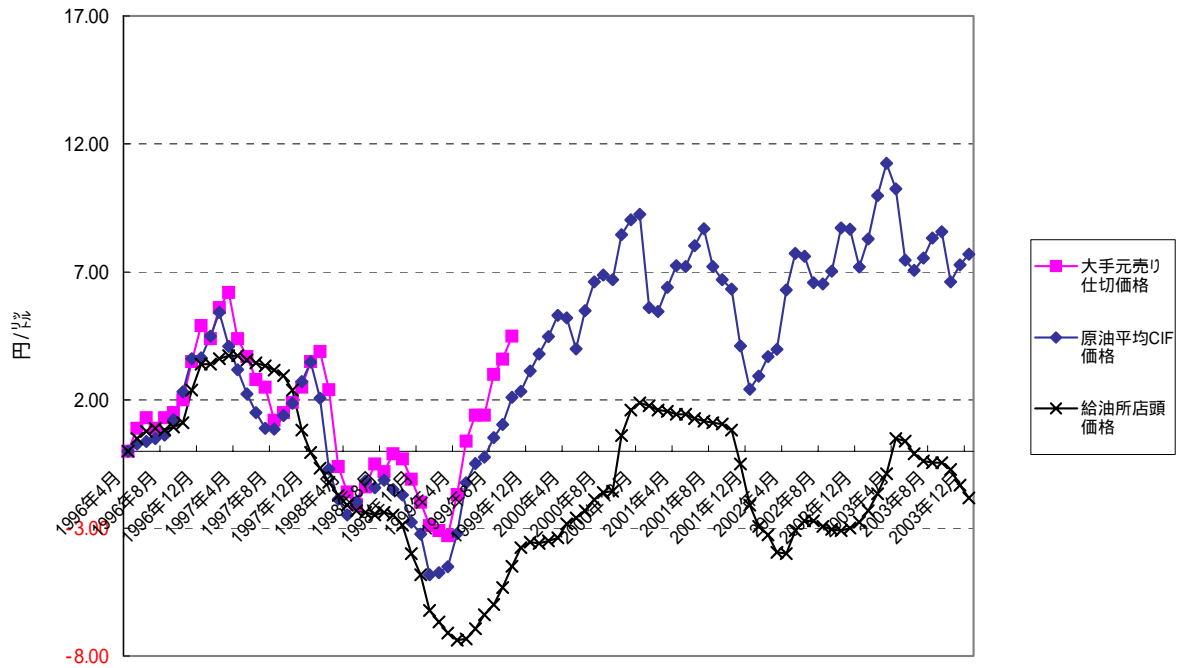
給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注)

- ・ 価格は消費税抜きの価格
- ・ 給油所店頭価格は18ℓ当たりの価格を1ℓ当たりに換算している

参考) 温暖化対策税の税率を 3400 円 / t-C とした場合、灯油の課税額は 2.33 円 / ℓになる。

図6 灯油の段階別価格差の推移 (1996年4月を基準)



出所) 前図と同様

注) 前図と同様

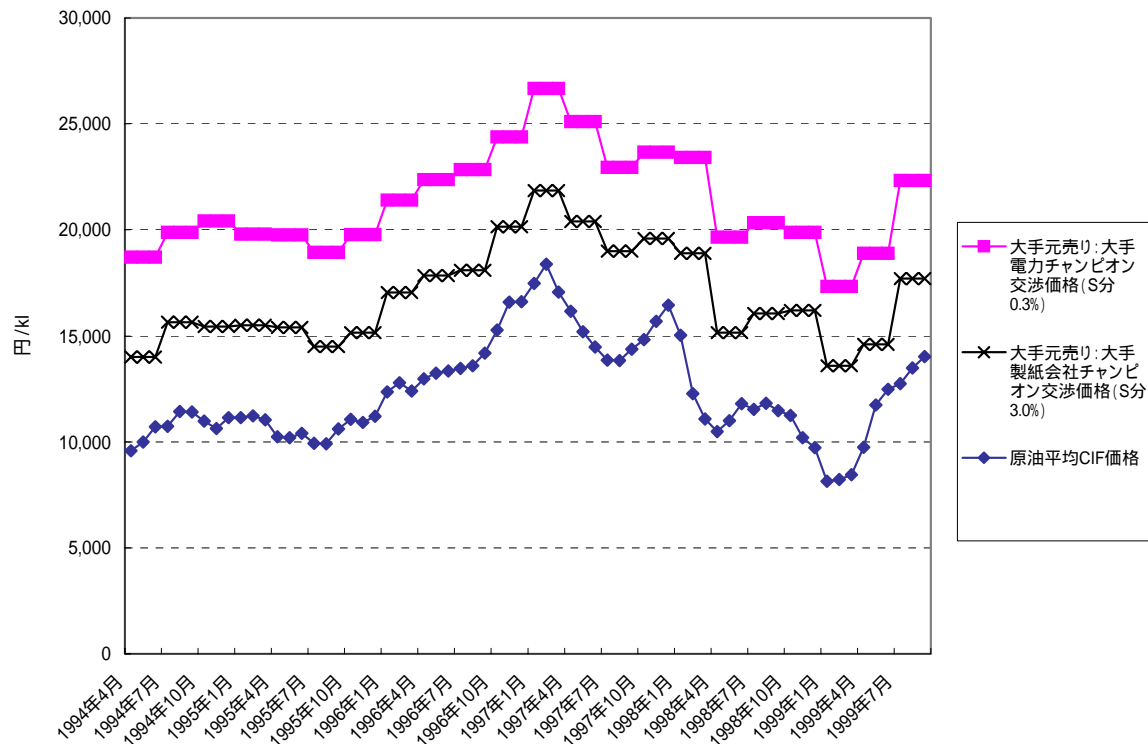
表3 灯油の段階別価格間の相関係数

	対: 当月の大手元売り仕切価格	対: 当月の給油所店頭価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.939	0.351
当月の大手元売り仕切価格	-	0.617
前月の原油平均 CIF 価格	0.933	0.409
前月の大手元売り仕切価格	-	0.660
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.803	0.444
2ヶ月前の大手元売り仕切価格	-	0.684

注) 大手元売り仕切価格との相関は、1996年4月～1999年10月の価格を用いて算出
それ以外は、1996年4月～2003年12月の価格を用いて算出(イタリック文字)

1 - 4 C 重油の段階別価格推移

図7 C 重油の段階別価格の推移



出所)

原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」

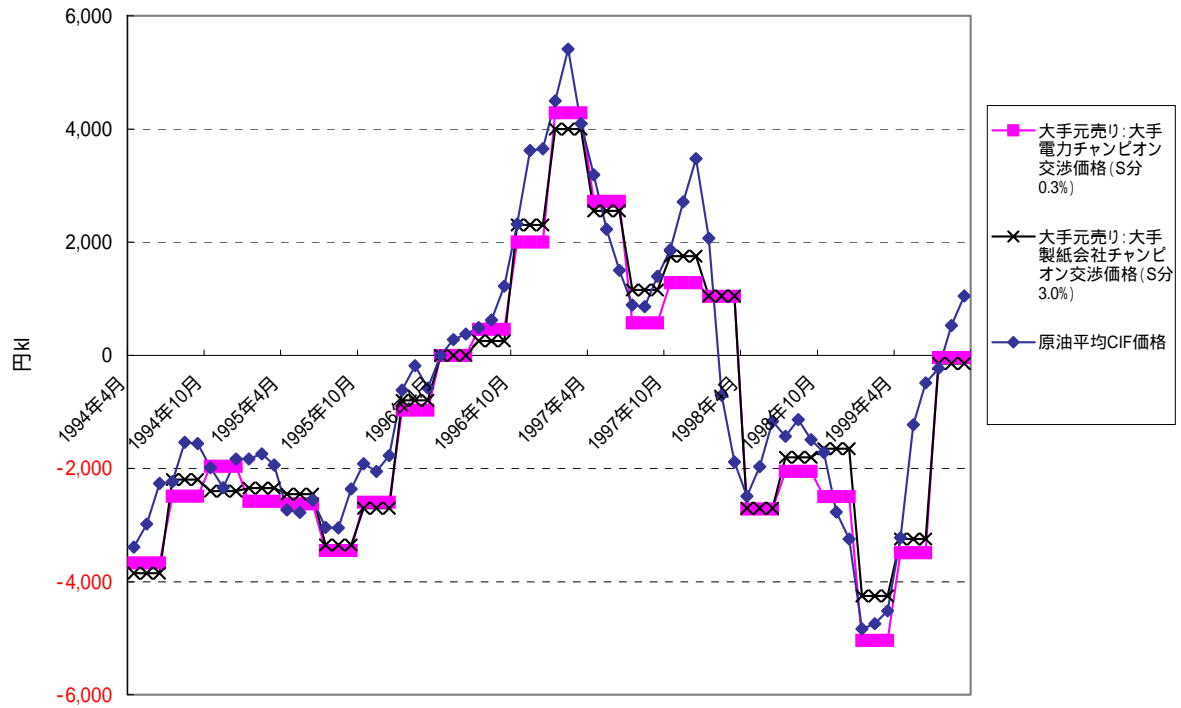
大手元売り・大手電力、大手元売り・大手製紙会社のチャンピオン価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 1999年版」

注)

- ・ チャンピオン価格とは、売り手、買い手の業界をそれぞれ代表する2社の価格交渉により決定された価格。決定価格は指標価格として、売買双方の業界が取引に準拠することが期待される。
- ・ 価格は消費税抜きの価格
- ・ チャンピオン価格は3ヶ月ごとに改定される(グラフ上では3ヶ月間同じ価格として表示している)
- ・ 大手電力の購入するC重油と、大手製紙会社の購入するC重油では硫黄含有分が異なっている(大手電力ではS分0.3%、大手製紙会社ではS分3.0%)

参考) 温暖化対策税の税率を3400円/t-Cとした場合は、C重油の課税額は2,745円/KLになる。

図8 C重油の段階別価格差の推移（1994年4月を基準）



出所) 前図と同様

注) 前図と同様

表4 C重油の段階別価格間の相関係数

	対: 当月の大手元売り: 大手電力チャンピオン価格	対: 当月の大手元売り: 大手製紙会社チャンピオン価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.934	0.930
前月の原油平均 CIF 価格	0.953	0.952
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.930	0.931

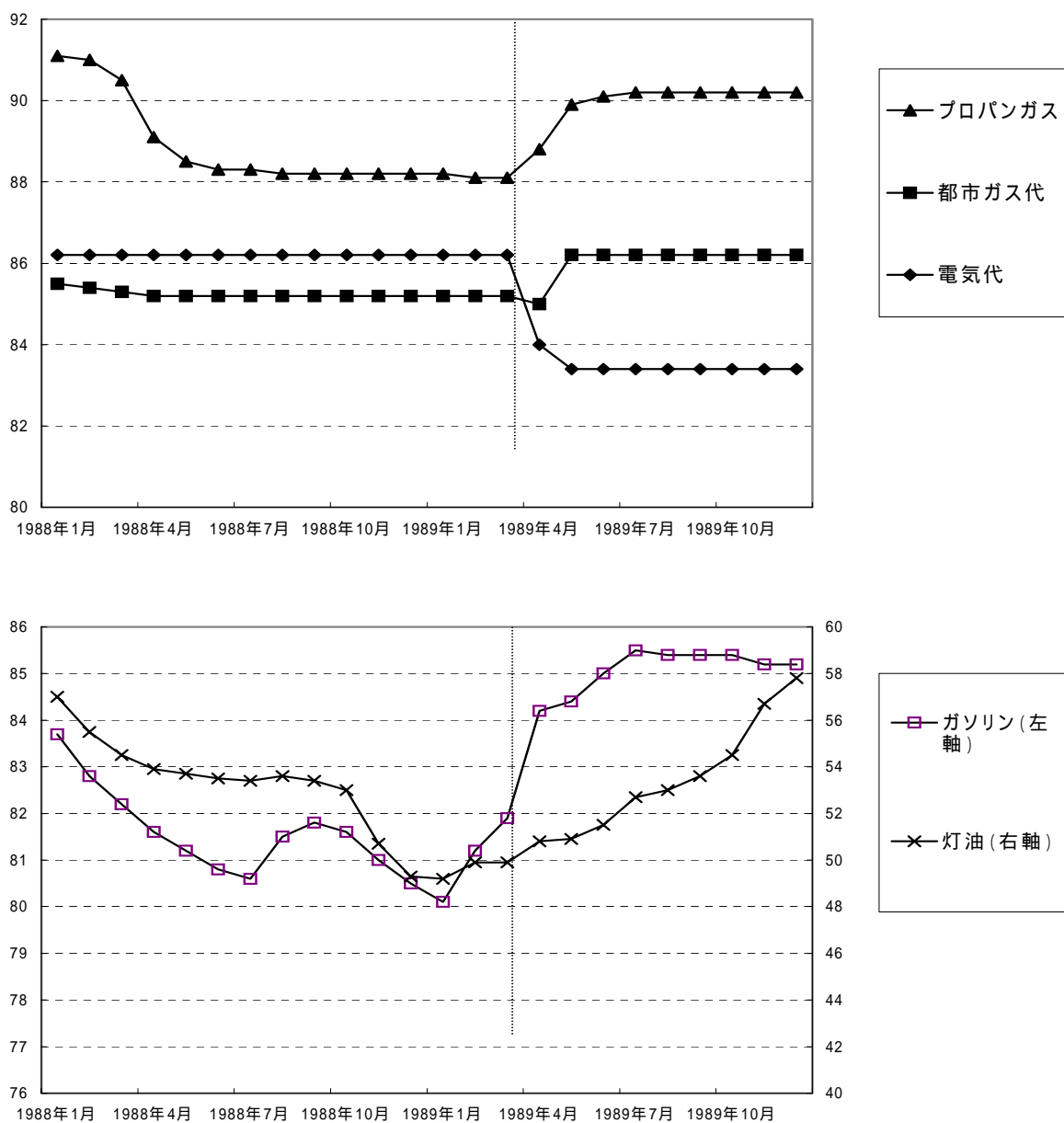
注) 1994年4月～1999年9月の価格を用いて算出

2 消費税導入時・引き上げ時の値動き

消費税の導入・引き上げ、軽油引取税の引き上げのすべてについて、導入直後の1～2ヶ月後には小売価格に転嫁されたと言える。

2-1 消費税導入時（1989年4月に税率3%で導入）

図11 消費税導入時の各燃料の消費化物価指数（全国・1985年=100）の変化



出所) 総務庁統計局「消費者物価指数年報」

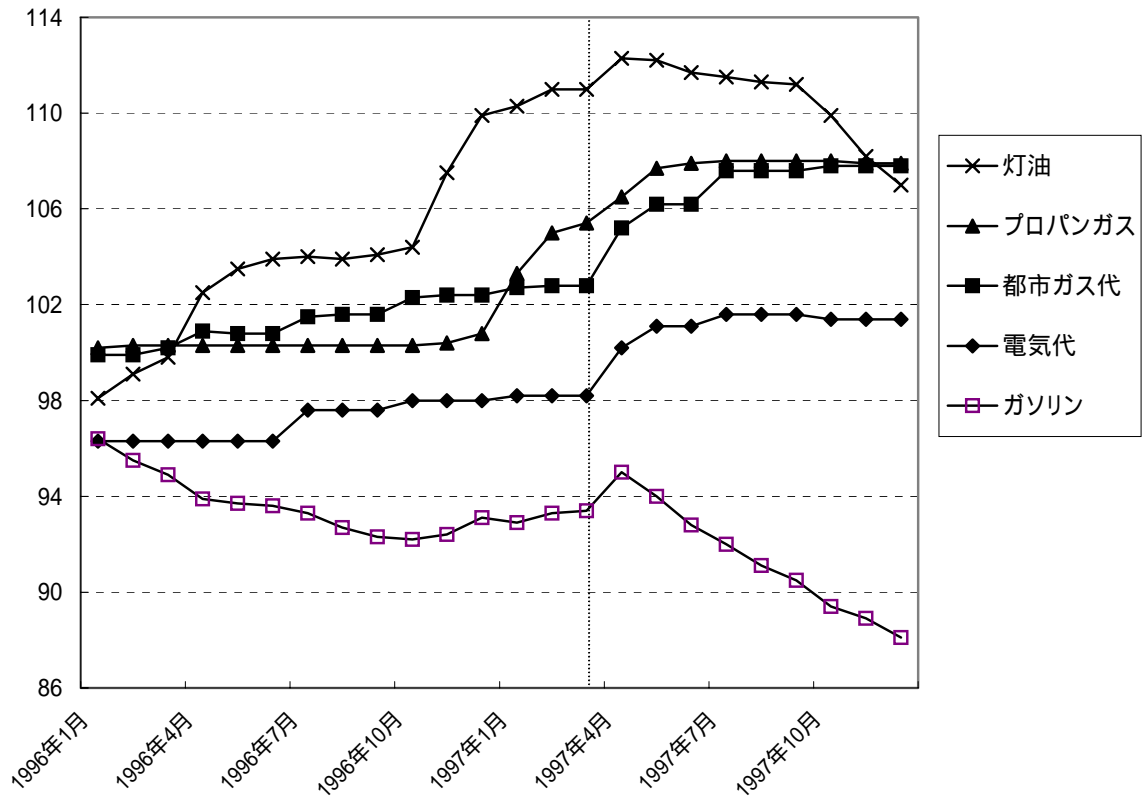
注) 1989年3月末で電気税(電気料金の5%)、ガス税(ガス料金の2%)が廃止されている

表5 消費税（3%）導入時の各燃料の消費化物価指数上昇率

	電気	都市ガス	プロパンガス	灯油	ガソリン
上昇率(4月/3月)	-2.6%	-0.2%	0.8%	1.8%	2.8%
上昇率(5月/3月)	-3.2%	1.2%	2.0%	2.0%	3.1%

2-2 消費税引き上げ時(1997年4月に税率を3%から5%に引き上げ)

図12 消費税引き上げ時の各燃料の消費化物価指数(全国・1985年=100)の変化



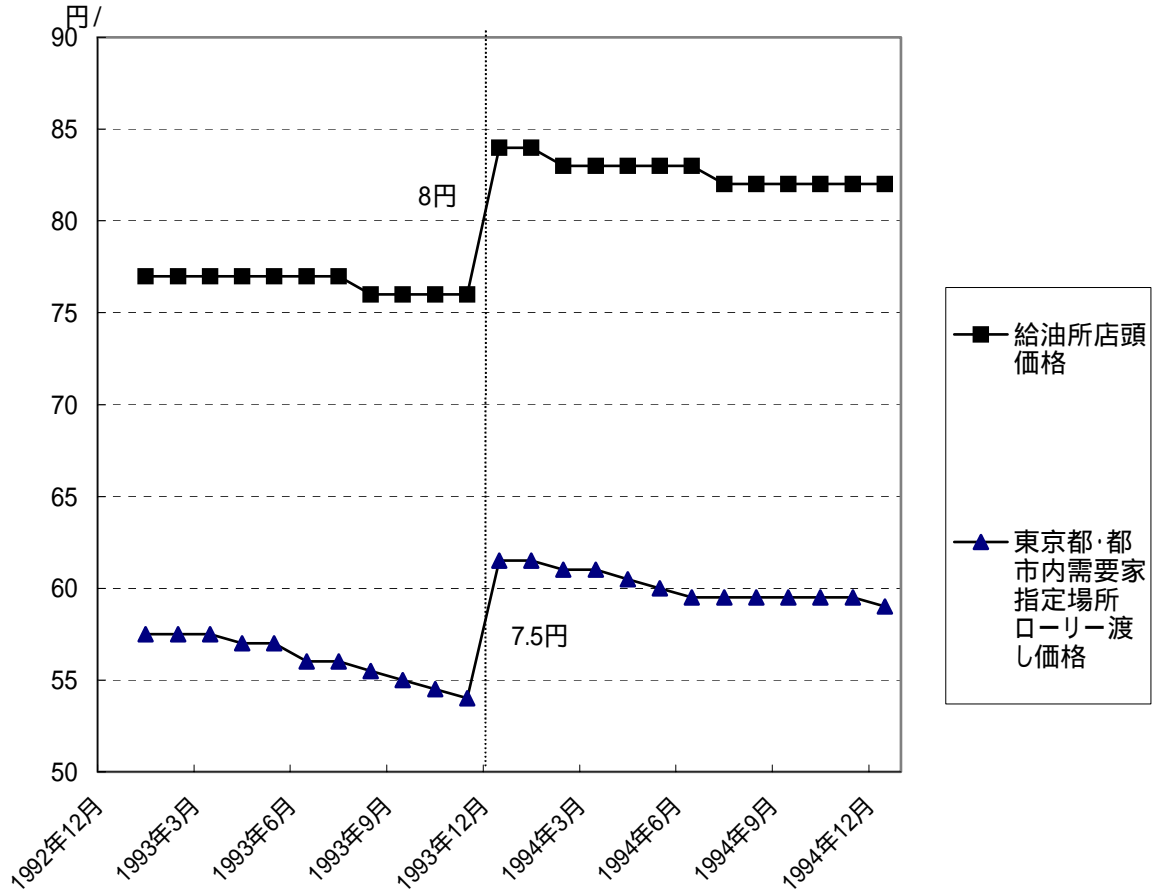
出所) 総務庁統計局「消費者物価指数年報」

表6 消費税(3% 5%)導入時の各燃料の消費化物価指数上昇率

	電気	都市ガス	プロパンガス	灯油	ガソリン
上昇率(4月/3月)	2.0%	2.3%	1.0%	1.2%	1.7%
上昇率(5月/3月)	3.0%	3.3%	2.2%	1.1%	0.6%

2 - 3 軽油引取税引き上げ時（1993年12月に税率を24.3から32.1円/リットルに引き上げ）

図13 軽油引取税引き上げ時の軽油価格の変化（消費税は含まない）



出所) 東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格: 経済調査会「物価版」

給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注) 単位が円/リットルの場合、東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格は小数点以下1位まで、給油所店頭価格は整数値となっている

3 消費税導入時のアンケートによる特約店・消費税転嫁意識調査

アンケートによれば、消費税の導入時の転嫁について、ほぼ全ての特約店において転嫁がなされたと考えていたと言える。

資源エネルギー庁「消費税転嫁円滑化フォローアップ中央会議」資料（平成元年6月29日）

出典：旬刊セキツウ 89.7.1

4 税の転嫁を担保する仕組みについて

4 - 1 消費税の導入時に独占禁止法の適用除外が講じられた例

(1) 消費税創設時の訓示規定

消費税導入時には以下のような法律の条文を制定し、円滑かつ適正な転嫁がなされるようにすることとした。

税制改革法（昭和 63 年 12 月 30 日法律第 107 号）

（消費税の円滑かつ適正な転嫁）

第十一条 事業者は、消費に広く薄く負担を求めるといふ消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする。その際、事業者は、必要と認めるときは、取引の相手方である他の事業者又は消費者にその取引に課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとする。

2 国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、前項の規定を踏まえ、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(2) 消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

(1) の条文を受けて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(いわゆる「独占禁止法」)が改正された。この改正により、業界ごとに消費税の転嫁に関する共同行為(いわゆる「転嫁カルテル」)及び価格の表示方式に関する共同行為(いわゆる「表示カルテル」)を結ぶことが消費税創設から 3 年間認められることとなった。

この 3 年間で、「転嫁カルテル」の届出が 2,049 件、「表示カルテル」の届出が 2,540 件、合計 4,589 件の届出があった。

「転嫁カルテル」の内容としては、本体価格への税額の上乗せ、1 円未満の端数処理の方法などに関するものがあげられる。

また、「表示カルテル」の内容としては、価格表示の方法は、外税方式を採るとするものや、価格交渉は税抜き価格を示して行う、価格の表記は税額と本体価格を分離するとするものなどがあげられる。

なお、このようなカルテルは、独占禁止法違反となるようなカルテルではなく、法的に容認する必要はない、このようなカルテルの容認は便乗値上げを誘発するなど異議を唱える声も多く、消費税の増税時(平成 8 年)には、このような措置はされていない。

出典：公正取引 460 号(89 年 2 月)

公正取引委員会 HP (<http://snk.jftc.go.jp/h02/02110000.html>)

4 - 2 事業者が自主的に税額を明示する例

ガソリンについては元売り会社主導で、レシートに税額がいくらになるか示しているものがある。

産経新聞
2002年(平成14年)
7月23日(7面)